

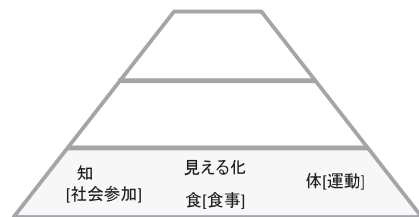
第2章 施策の展開

第1 施策(裾野、山腹、山頂)ごとの取組

健康長寿のまちづくりに向けた「富士山型」の施策体系にある「裾野」、「山腹」、「山頂」ごとの各施策の取組について、全体方針や成果指標、主な事業等については、以下のとおりです(詳細な事業については、「資料編 1 計画事業一覧」参照)。

1 〈裾野〉市民の自主的な健康長寿の取組の促進

生活習慣病の有病者数の増加や、高齢者人口が増加する中で、「健康長寿のまち」を実現するためには、世代を問わず、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、自主的に健康づくりに取り組むことが不可欠です。



健康の維持を市民の自己責任に委ねるのではなく、市民の自主性を促すよう取り組むことが重要であり、その取組として、健康度など市民の健康に係る情報を「見える化」して健康意識を高めるとともに、積極的な社会参加、適切な食事や運動の機会を提供することなどにより、健康寿命の延伸に繋げていく必要があります。

あわせて、元々健康に関心のある人だけでなく、健康に関心のない人に対しても、「見える化」による健康づくりへの動機づけや、健康づくりに向けた障壁を取り払うよう各施策で工夫することなどにより、市民全体に対して「裾野」のごとく広がりをもって、自らの健康づくりを促進していきます。

◇ 〈裾野〉成果指標及び目標値

| No. | 成果指標 | 現状値 | 目標値 (H32) | 目標値 (H34) | 備考 |
|-----|----------------------------------------------------|--------------------|-----------|------------|-------------------------|
| 1 | 現在の健康状態についての認識 (各世代別) (「よい」、「まあよい」、「ふつう」と回答した者の割合) | 83.2% (H28) ※20歳以上 | 現状値より向上 | 「H32」値より向上 | 健康に関する意識・生活アンケート調査[静岡市] |
| 2 | がん検診受診率 | 21.2% (H28) | 27.6% | 29.6% | 市健康づくり推進課調べ (市総合計画成果指標) |

(1) 見える化

「健康」に関するデータ分析に基づく施策の実施、市民自身の健康状態の「見える化」及び健康に関する知識の取得、健診・検診の実施などにより、特に中高年期まではメタボリックシンドロームに、高齢期においてはフレイル(※3)にならないようにするなど、市民一人ひとりが健康意識を持つことを促進します。



※3 フレイル：加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像

出典：「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」（平成27年度厚生労働科学特別研究事業）

[主な取組事業]

| No. | 事業名 | 事業内容 |
|-----|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 健康度見える化事業 (静岡市国保) | 特定健診データ等の分析による地域の健康課題等の見える化や、自分のカラダが何歳相当であるかを数値化した「健康年齢®」を活用した受診勧奨を行います。 |
| 2 | フレイル予防事業 | 高齢者に楽しく健康（虚弱度）チェックをしてもらうことにより、自身の健康についての「気づき」を促して健康意識を高め、介護予防等に取り組んでもらうことで健康寿命の延伸を図ります。 |
| 3 | 禁煙相談 | 禁煙を希望する者やその家族の相談に専門医師が応じ、タバコの健康被害や禁煙の取り組み方を伝え、相談者の生活習慣の改善を図ります。 |
| 4 | 世界禁煙デーキャンペーン | 5月31日の世界禁煙デーに、タバコに関する知識や受動喫煙防止について、普及啓発を実施します。 |
| 5 | 健康教育 | 生涯いきいきと健康で暮らせるよう生活習慣病予防など健康に関する各種講座等を開催します。 |
| 6 | 各種がん検診・その他の検診 | 疾病の早期発見・早期治療により、健康に高齢期を迎えられるために各種がん検診、骨粗しょう症検診、歯周病検診を実施します。 |
| 7 | がん教育の推進 | 生徒が「がん」に関する正しい知識や予防の大切さについて理解を深め、主体的に健康で安全な生活を送るための行動選択ができる実践力を高めるため、専門医を講師に招いて授業を実施します。 |
| 8 | 民生委員による高齢者実態調査の実施 | 市内に住む65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみ世帯等を民生委員が訪問し、状態を聞き取りする調査を実施します。調査結果は、市の福祉施策や民生委員活動の基礎データとなるとともに、地域包括支援センターに提供され、自主防災組織、消防とも連携し、地域の見守り活動に有効活用しています。 |

(2) 知[社会参加]

高齢者をはじめとする市民が、就労、ボランティア活動、生涯学習等の社会活動を行う機会を提供する環境を整備し、生涯にわたる自己実現、生きがいを応援します。



[主な取組事業]

| No. | 事業名 | 事業内容 |
|-----|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | しずおかハッピーシニアライフ事業 | シニア世代がいつまでも健康で生き生きと暮らしていくために、地域活動やグループ活動、趣味や就労等の高齢者の社会参加を促進する意識啓発と情報発信を行います。 |
| 2 | 元気いきいき！シニアサポーター事業 | 市内65歳以上のシニア世代がS型デイサービス等で地域貢献活動をおこなうと、静岡市の地場産品と交換できるポイントを付与します。平成30年度から、「高齢者支援ボランティア」に加え、「障がい者支援ボランティア」及び「病院ボランティア」を含めて、シニア世代にとってより身近な活動まで対象を拡充します。 |

| | | |
|---|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 | 人材養成塾（地域リーダー養成コース） | 地域課題に主体的に取り組むシチズンシップに富んだ人材を養成します。 |
| 4 | 地域支え合い人材養成講座 | 高齢者の社会参加促進のための基礎講座を地域で開催することにより、ボランティア活動に参加するきっかけを提供します。これにより、地域に眠っている資源（団塊世代等の人材）を掘り起こし、地域人材を活用した介護予防・生活支援事業等に結びつけ、地域力の向上を図ります。 |
| 5 | 高齢者学級 | 生涯学習施設等において、高齢者が新たな知識、技術を学ぶとともに、仲間づくりや異なる世代間の交流を通し、豊かな人生を送ることを目的として高齢者学級を開設します。 |
| 6 | 市民大学リレー講座 | 統一テーマについて市内5大学（静岡大学、静岡県立大学、東海大学、静岡英和学院大学、常葉大学）が1コマずつリレー形式で講義を行うことで、それぞれの大学の特色ある知的資源を市民に提供します。 |
| 7 | 【新規】 高齢者の就労促進事業 | 「人生100年時代」に向け、就労を希望する高齢者が生涯現役で企業や地域で働き活躍することができる環境を整備します。 |
| 8 | シルバー人材センターの運営支援 | 60歳以上の高齢者に対して、臨時的、短期的な就業の提供を行うシルバー人材センターの運営を補助します。 |
| 9 | 老人福祉センターの運営 | 地域の高齢者に健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、各種相談に応じる老人福祉センターを運営します。（8館：鯨ヶ池、用宗、長尾川、小鹿、清水中央、清水船越、清水折戸、蒲原） |

(3)食[食事]

食事は日々の生活に欠かせないものですが、生活習慣病の予防や加齢に伴う低栄養予防等の観点からも、重要性を再認識する必要があります。オーラルフレイル（※4）を予防し、栄養バランスのとれた食事をとることを促進するため、民間企業、学校等とも連携し、まちぐるみの「食」を通じた健康づくりを推進します。



※4 オーラルフレイル：年齢とともに口の活力（筋力や機能など）が低下すること。口から食べ物をこぼす等の症状を見逃した場合、全身的な機能低下が進む。フレイルの前段階。

[主な取組事業]

| No. | 事業名 | 事業内容 |
|-----|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 食生活サポートクッキング | コレステロール編、血糖値編等テーマ別に講話を行い、具体的に自らの生活習慣を振り返り、改善するための行動変容につなげていきます。自分自身に合った食事の量の確認や味付け、調理のポイント等について調理実習を通して学びます。 |
| 2 | しずおか 「カラダにeat75」事業 | 民間企業や大学等と連携し、まちぐるみで食を通じた健康づくりを進めるため、特に健康に無関心になりがちな若い世代に主体的に取り組む食育を推進していきます。正しい食生活を知り、将来の生活習慣病の予防等のため、大学生等若い世代による食育ワークショップ、スーパーマーケットと連携した店舗での食育イベント等を実施し、市民の健康意識を高めます。 |
| 3 | 元気で長生き栄養講座 | 高齢期における低栄養予防やバランスのとれた食事についての知識を普及していくため、講話や簡単な調理実習を行います。 |

| | | |
|---|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 | 食に関する指導 | 小・中学校の児童生徒に、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけさせるため、教職員や栄養教諭等が食に関する指導を実施します。 |
| 5 | 静岡市お茶の学校 | 18歳以上の市民及び市内通勤者に対し、「お茶のまち静岡市」「静岡市のお茶」をテーマに、約半年間にわたりお茶に関する様々な分野を総合的に学ぶ複数回の講座を開催します。 |
| 6 | 口腔機能向上事業（「歯つらつ健口講座」の実施等） | 高齢期の食べる機能の維持や誤嚥性肺炎予防の知識の普及を図るため、口腔ケアに関する講話や口腔機能向上体操（歯っぴー☆スマイル体操）等を市内各所で行います。 |
| 7 | 小中学校での必要な栄養バランスのとれた給食の提供 | 小・中学校の児童生徒の健全な成長のため、適切な栄養量を確保できる食事内容の学校給食を提供します。 |
| 8 | こども園等での必要な栄養バランスのとれた給食の提供 | 乳幼児が、心身ともに健全に育ち、また食環境を整え適正な生活習慣を身につけることができるよう、市立こども園及び待機児童園において、乳幼児期に必要な栄養バランスのとれた給食を提供します。 |
| 9 | 食品ヘルスケア産業への支援・育成 | 県との連携のもと、フーズサイエンスヒルズプロジェクトを推進し、本市に集積する食品関連産業を核とした本市独自の健康・食品クラスターの形成を図ります。 |

（4）体【運動】

日々の運動不足の解消やメタボリックシンドロームの改善に加え、加齢による身体機能の低下を抑制することにより、自立した生活ができる期間をより延ばすため、運動の普及、スポーツ・レクリエーション等に親しむ環境の整備、外出を促進するまちづくりを行い、日常的に無理なく運動を取り入れることができるようにします。また、身体機能が低下しても、自立した日常生活や社会生活をおくることのできるまちづくりを推進します。



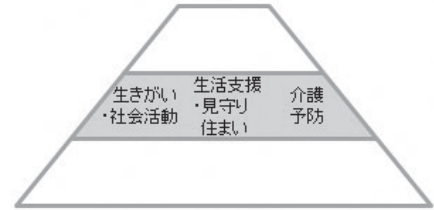
【主な取組事業】

| No. | 事業名 | 事業内容 |
|-----|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 【新規】 静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーションを利用したランニング教室の実施 | 静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーションを利用し、ランニング未経験者や初心者を対象としたランニング教室を実施します。 |
| 2 | 自転車利用計画推進事業 | キックバイクを活用した幼児期からの自転車安全教育の推進や自転車の楽しさや安心安全をテーマとした体験型イベントである「サイクルフェス」の開催等の自転車利用計画に基づく自転車施策を実施するとともに、自転車専用ウェブサイト「しずおかサイクルシティ」で、本市の取り組みや「健康の増進」に資する自転車の特性をPRしながら、更なる自転車の利用を推進します。 |
| 3 | 自転車走行空間ネットワーク整備事業 | 安全で快適に自転車が利用できる環境の整備を推進するため、自転車走行空間ネットワークの整備を実施します。 |
| 4 | スポーツイベント等の実施・開催支援 | 市民大会等の各種スポーツイベントを実施するとともに、スポーツ講演会開催等に係る支援を行います。 |

| | | |
|----|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 | 運動器機能向上事業 | 一般高齢者に対し、介護予防プログラムとして静岡市版介護予防体操『しぞ〜かでん伝体操』やその他のメニューを実施し、高齢者の筋力向上による転倒防止などの効果だけでなく、住民が主体となって地域で実施することによる地域コミュニティの構築を盛り込んだ事業を実施します。 |
| 6 | ねんりんピック選手派遣 | 毎年開催される全国健康福祉祭（ねんりんピック）に本市の代表選手団を派遣し、全国の選手と交流することにより、元気と生きがいを持ち、生き生きと過ごす長寿社会を目指す活力としていきます。 |
| 7 | サッカー・野球やホームタウンチームを活かしたまちづくり | 単なる競技スポーツを超えた地域資源である「サッカー」「野球」を活かし、また心の公共財である「清水エスパルス」をはじめとした市内ホームタウンチームと連携し、賑わい創出や子育て支援、地域コミュニティの向上などを図るまちづくり・ひとづくり推進事業を実施します。 |
| 8 | 東静岡地区「アート&スポーツ/ヒロバ」運営事業 | 第3次静岡市総合計画で「文化・スポーツの殿堂」として位置づけた「東静岡駅北口市有地」の第1段階整備として、新しいスポーツやアートを広く市民に根付かせるとともに、世代を超えた多様な人々の交流の場とすることで、静岡市の存在感を高め、交流人口の増加、地域経済の活性化に繋がります。（平成32年度で事業終了予定） |
| 9 | バリアフリー法における建築物の整備の推進 | バリアフリー法や静岡県福祉のまちづくり条例などに基づき、公共施設や民間事業者が公共性の高い施設を計画する際は、高齢者や障害のある人など誰もが利用しやすい施設の整備を推進します。民間事業者については、市ホームページへの関係法令の掲載により制度を周知します。 |
| 10 | 超低床ノンステップバスの導入支援 | 高齢者や障害のある人など、誰もが乗りやすい超低床ノンステップバスの導入に対し、補助金を交付します。 |

2 (山腹)市民の連携による地域での支え合い体制の整備

地域の課題は、その地域に住む住民が最もよく理解しており、それぞれが「支える側」にも「支えられる側」にもなるなど、地域住民が協力し合いながら課題を解決していくことが望まれます。



近年増加しているひとり暮らし高齢者世帯に対しても、地域で声かけを行うとともに、希望に応じて地域活動への参加を促すことは、孤立化防止の観点からも重要です。また、同じ状況に置かれていたり同じ経験をしている人同士の支え合いや、NPOや民間企業による市民活動等への支援も、今日では欠かすことのできない支えとして認識されています。

こうした様々な市民の連携による重層的な地域での支え合いは、静岡型地域包括ケアシステムの特徴であるとともに、「山腹」として健康長寿のまちづくりの中核を成すものであり、介護予防や生活支援・見守りなどの地域での支え合いの取組を支援していきます。

◇ <山腹>成果指標及び目標値

| No. | 成果指標 | 現状値 | 目標値 (H32) | 目標値 (H34) | 備考 |
|-----|-------------------|----------------|--------------|--------------|------------------------------------------|
| 1 | 地域活動に参加している高齢者の割合 | 67.4% (H28) | 74.0% | 76.0% | 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査[静岡市] (市総合計画 成果指標) |
| 2 | 地域包括支援センターの認知度 | 67.1% (H28) | 82.0% | 90.0% | 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査[静岡市] (市総合計画 成果指標) |

(注)「地域包括支援センターの認知度」の目標値について、市総合計画では平成34年度に63%としているが、現状で既に達成しているため、本計画では新たな目標値を設定した。

(1)介護予防

市民一人ひとりの介護予防に対する意識を高め、高齢期になる前の活動的な状態にある段階からの生活習慣病予防とともに、住民同士の連携により高齢者のニーズに応じて参加できる活動の場を設け、地域全体で市民主体の介護予防を展開するなど、健康づくりと連携した切れ目のない介護予防の活動が展開されることを促進します。



[主な取組事業]

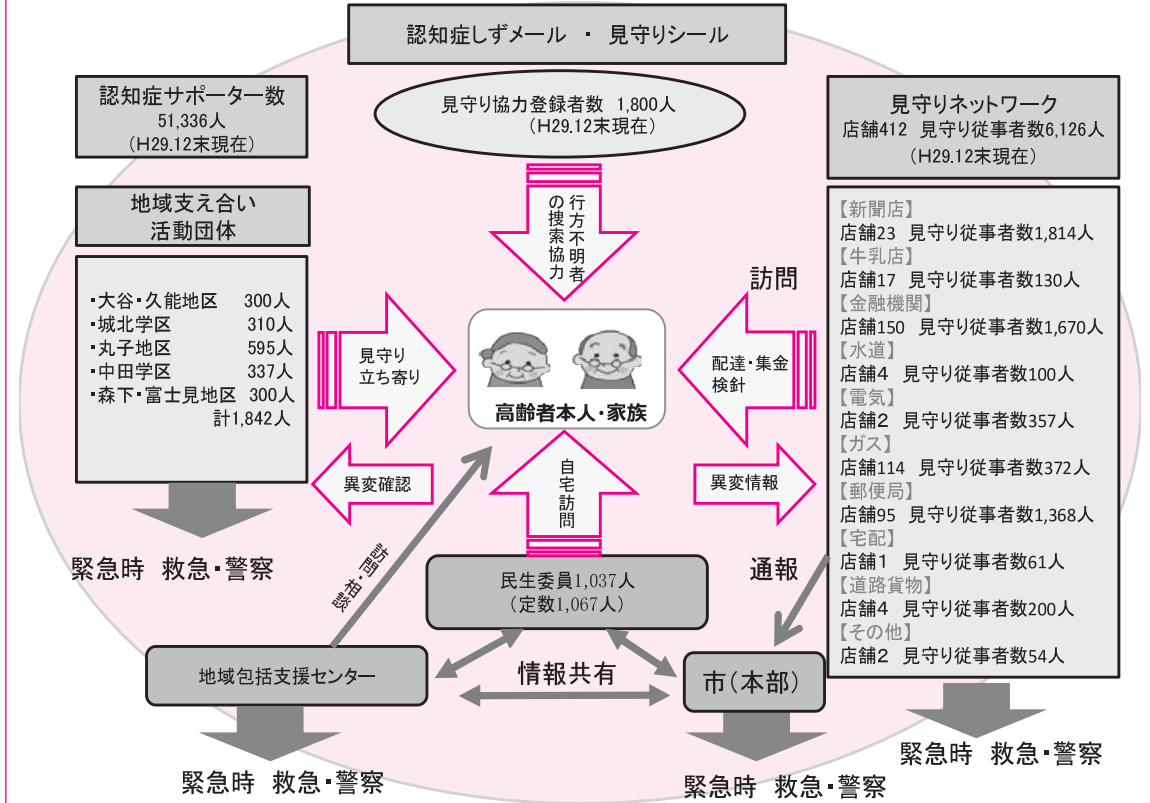
| No. | 事業名 | 事業内容 |
|-----|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | S型デイサービス事業 | 家に閉じこもりがちな高齢者を対象として、地域の自治会館、公民館等で、各地区社会福祉協議会が中心となり、地域ボランティアによって運営している、介護予防を目的としたミニデイサービスを支援します。 |
| 2 | フレイル予防事業(再掲) | 高齢者に楽しく健康(虚弱度)チェックをしてもらうことにより、自身の健康についての「気づき」を促して健康意識を高め、介護予防等に取り組んでもらうことで健康寿命の延伸を図ります。 |
| 3 | 運動器機能向上事業(再掲) | 一般高齢者に対し、介護予防プログラムとして静岡市版介護予防体操『しぞ〜かでん伝体操』やその他のメニューを実施し、高齢者の筋力向上による転倒防止などの効果だけでなく、住民が主体となって地域で実施することによる地域コミュニティの構築を盛り込んだ事業を実施します。 |
| 4 | しぞ〜かでん伝体操普及 | 要介護状態に陥らないよう、転倒予防に効果のある静岡市版介護予防体操「しぞ〜かでん伝体操」を普及し、住民が自らの健康維持を図るため活動拠点(自主グループやオープンスペース等)の立ち上げを支援します。 |
| 5 | 「健康寿命世界一」市民チャレンジ事業 | 健康寿命の延伸(介護予防)に自主的に取り組む自主活動グループの活動基盤の強化を支援し、継続的で活動の質の向上に繋がる取組を支援します。 ①人材育成(インストラクター・サポーターの養成) ②活動支援(インストラクター等派遣、グループ間の交流支援、元気度測定会) ③しぞ〜かちゃきちゃき体操(脳活性化プログラム)の普及(指の運動・口の運動・手足同時運動を行うことにより脳活性化を促す。) |
| 6 | 元気アップ講演会 | 転倒予防、認知症予防について、知識の普及を図るため、65歳以上を対象に行います。 |
| 7 | 元気で長生き栄養講座(再掲) | 高齢期における低栄養予防やバランスのとれた食事についての知識を普及していくため、講話や簡単な調理実習を行います。 |
| 8 | 口腔機能向上事業(「歯つらつ健口講座」の実施等)(再掲) | 高齢期の食べる機能の維持や誤嚥性肺炎予防の知識の普及を図るため、口腔ケアに関する講話や口腔機能向上体操(歯っぴー☆スマイル体操)等を市内各所で行います。 |

(2)生活支援・見守り

日常生活支援や見守りなどについて、関係機関、ボランティア、NPO、民間企業等地域の多様な主体によるサポートにより、地域の支え合いを促進します。



▶ 高齢者の地域見守り体制



[主な取組事業]

| No. | 事業名 | 事業内容 |
|-----|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーター配置及び協議体の設置) | 多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的に協議体を設置するとともに、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」を配置します。 注) 第1層は市、第1.5層は区ごと、第2層は圏域ごと |
| 2 | ひとり暮らし高齢者等緊急通報体制整備事業 | ひとり暮らし高齢者世帯の緊急事態に迅速に対応するため、緊急救命通報装置、火災報知器、ガス漏れ警報器の3点を自宅に設置することにより、24時間、365日、在宅で生活する方々の不安の軽減と安心・安全な暮らしを確保します。 |
| 3 | 配食型見守り事業 | 日常的に食事の準備に支障がある高齢者を対象に、事業者がその居宅に食事を配達し、安否を確認します。 |
| 4 | 【新規】徘徊認知症高齢者の搜索模擬訓練モデル事業 | 認知症の人が行方不明になったという設定のもと、搜索するためのネットワークを構築するため、「通報」から「発見」「保護」までの一連の流れを、認知症しずメールや見守りシールの活用もあわせて、徘徊高齢者の搜索模擬訓練を実施します。 |

| | | |
|----|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 | 認知症サポーター養成事業 | 地域住民や企業、学校などの団体にキャラバン・メイト（講師）を派遣し、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」を養成します。 |
| 6 | 認知症カフェ運営支援（認証、助成） | 認知症の本人やその家族と、地域住民や医療・介護の専門職等との交流機会を創出し、相互の情報共有や理解を深めるため、認知症カフェ運営事業者を支援します。これにより、認知症の方の外出を促し、認知症の進行を緩和する効果を期待するとともに、介護者の負担軽減を図ります。 |
| 7 | シルバーハウジング生活援助員派遣事業 | シルバーハウジングに、緊急時の対応のほか、生活指導・相談、一時的な家事援助等のサービスを行う生活援助員を派遣します。 |
| 8 | 高齢者虐待防止策の推進 ・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会 ・高齢者虐待防止普及啓発の推進 ・高齢者虐待防止研修会の開催 | 高齢者に対する虐待内容が複雑化していることから、関係機関との更なる連携を図っていくとともに、虐待防止策を推進するため、一般市民や介護事業者等への講習会・研修会などの啓発活動を並行して実施していきます。 |
| 9 | 成年後見制度利用促進事業 | 判断能力が十分でない市民に対する財産管理などの法定後見制度の利用促進を図ります。 ・利用促進計画の策定 ・市長申立ての実施 ・報酬助成拡大の検討 ・市民後見人制度の実施 |
| 10 | 地域包括支援センターの運営、機能強化 | 地域包括ケアシステムの中核的役割を担う地域包括支援センターは、総合相談業務、介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの4業務に加え、新総合事業、認知症施策、医療と介護の連携などの事業も連携して実施していきます。機能強化としては、高齢者人口の増加等に伴う職員増員を図る他、職員の資質向上を図るための研修の充実を図ります。さらに、各地域包括支援センターの総合調整を図るため、「基幹型地域包括支援センター」を市直営で運営していきます。 |

(3) 生きがい・社会活動

高齢者自身がそれぞれの経験や能力を活かして、介護予防、見守りなど地域の支え合い活動等に支える側として参加し、地域で役割を担うことを通じて、自らの生きがいとしても活躍できるような環境を整備していきます。



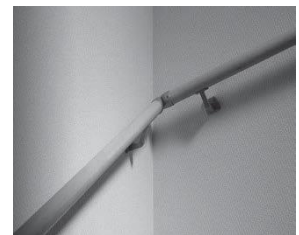
[主な取組事業]

| No. | 事業名 | 事業内容 |
|-----|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 元気いきいき！シニアサポーター事業（再掲） | 市内65歳以上のシニア世代がS型デイサービス等で地域貢献活動をおこなうと、静岡市の地場産品と交換できるポイントを付与します。平成30年度から、「高齢者支援ボランティア」に加え、「障がい者支援ボランティア」及び「病院ボランティア」を含めて、シニア世代にとってより身近な活動まで対象を拡充します。 |
| 2 | 人材養成塾（地域リーダー養成コース）（再掲） | 地域課題に主体的に取り組むシチズンシップに富んだ人材を養成します。 |

| | | |
|---|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 | 地域支え合い人材養成講座（再掲） | 高齢者の社会参加促進のための基礎講座を地域で開催することにより、ボランティア活動に参加するきっかけを提供します。これにより、地域に眠っている資源（団塊世代等の人材）を掘り起こし、地域人材を活用した介護予防・生活支援事業等に結びつけ、地域力の向上を図ります。 |
| 4 | 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター配置及び協議体の設置）（再掲） | 多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的に協議体を設置するとともに、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置します。 注）第1層は市、第1.5層は区ごと、第2層は圏域ごと |
| 5 | 地域づくり会議の設置・開催 | 地域内の多様な主体間の情報共有・連携強化、地域内のニーズの把握、地域の特性に合わせた企画、立案、方針策定、地域づくりにおける意識の統一を目的に、各地域（小学校区単位等）において、自治会、地区社協、民生委員など地域の住民等の参画者を募り開催します。 |
| 6 | 子育てサポーター養成講座 | マタニティ～乳幼児期の子育て支援に関心のある方に広く参加を呼びかけ、子どもの成長発達のポイントや産前産後のメンタルヘルス等の講座を受講し、地域の子育て支援の担い手を育成します。 |
| 7 | 学校応援団推進事業 | 市内12のブロックに地域本部コーディネーターを配置し、ボランティアによる地域社会の協力のもと、登下校の見守りや授業の補助などの活動により、学校を応援する体制を整備します。 |
| 8 | 地域防災訓練への参加促進 | 各自治会・町内会に対し地域防災訓練への参加を促します。自主防災組織の実施する訓練計画を市HPに掲載し、地域防災訓練への参加促進のため情報提供します。 |

（4）住まい

高齢者がそれぞれの状態に応じて、医療・介護サービス等を受けながら安心して生活できる住まいの確保を、民間企業等の活力も活用しながら促進します。



〔主な取組事業〕

| No. | 事業名 | 事業内容 |
|-----|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | サービス付き高齢者向け住宅供給の促進 | 高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅（サービス付き高齢者向け住宅）の供給を促進するとともに、適切な運営指導に努めます。 |
| 2 | 高齢者向け優良賃貸住宅供給の促進 | 良好な居住環境を備えた（バリアフリー化・緊急時対応サービス等）高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するため、市の認定を受け整備された住宅に対し家賃減額補助を実施します（14棟300戸）。 |
| 3 | あんしん住まい助成制度 | 65歳以上で、在宅での日常生活に支障がある介護認定を受けた高齢者が、手すりの取付や段差の解消など、バリアフリー化のための住宅改修を行う場合に、その費用の一部を補助します。 |
| 4 | 空き家の利活用 | 空き家を住まいに利活用するための「空き家情報バンク」登録を実施し、内容充実に努めます。 |
| 5 | 市営住宅への入居支援 | 高齢者に対する優遇措置の実施や単身入居者の受け入れなど、市営住宅への入居機会の拡大を通じ、支援します。 |

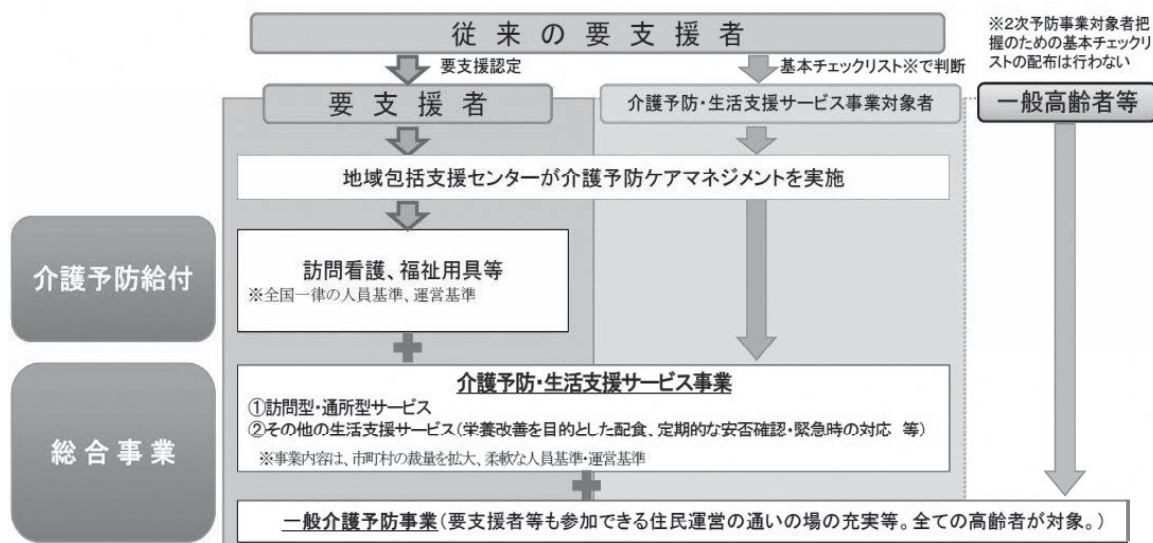
| | | |
|---|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 | 【新規】 特別養護老人ホームの 入所状況の公表 | 特別養護老人ホームへの入所を希望する方の速やかな入所を可能にするため、静岡市老人福祉施設連絡会の協力のもと、施設別の「入所申込者数」及び「空床数」の情報提供を行います。 |
| 7 | 養護老人ホームの運営 | 環境上の理由及び経済的な理由で、居宅での生活が困難な概ね65才以上の高齢者が入所する養護老人ホームを指定管理者により運営します。(定員：静岡老人ホーム120名、清水松風荘70名) |
| 8 | 軽費老人ホームの運営 支援 | 高齢のため独立して生活するには不安があり、家族の援助を受けることが困難な高齢者が、低額の料金で入所できる軽費老人ホームの事務費を補助します。(定員：7施設430名) |

(参考) 介護予防・日常生活支援総合事業

平成29年4月から、介護保険法改正により、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）が始まりました。これは、高齢者がいつまでも地域で自立した日常生活を営むことを目的に、市が実施する介護予防・日常生活支援のための事業です。

この事業の中の各事業については、前述の介護予防、生活支援・見守り、生きがい・社会活動の中にも盛り込まれています。なお、介護保険制度の地域支援事業の一部でもあることから、その費用額の見込み等については、第3章第3の2（1）地域支援事業の考え方で記載しています。

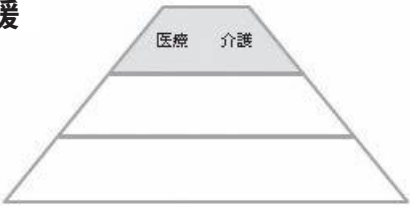
【総合事業概要】



出典：厚生労働省資料

3 (山頂)医療・介護の専門職の連携による支援

静岡県内の二次医療圏の一つである静岡医療圏は、静岡市域のみで構成されていることから、市として医療・介護の連携体制をつくりやすい環境にあります。また、本市の特徴を活かした小圏域（小学校区程度）における医療・介護専門職の連携体制の構築も着実に進んでいる状況です。



しかしながら、医療と介護については、保険制度が異なることや、多職種間の相互理解や情報共有がいまだ十分ではないことなど、円滑な連携に課題があります。

市民が安心して地域で過ごすためには、必要なときに「山頂」に登り、身近な地域で専門的な支援が適切に受けられる体制が整備されていることが必要であり、切れ目のない在宅医療や介護を提供するため、地域の医療・介護関係者の協力を得ながらその連携体制の構築を図っていきます。

◇ <山頂>成果指標及び目標値

| No. | 成果指標 | 現状値 | 目標値 (H32) | 目標値 (H34) | 備考 |
|-----|--------------------------------------------------------------------|-------------|-----------|-----------|--------------------------|
| 1 | 医療・介護連携がうまくいっていると感じている専門職の割合 (「うまくいっている」「まあまあうまくいっている」と感じている割合) | 56.5% (H29) | 78.5% | 84.0% | 在宅医療の提供と連携に関する実態調査 [静岡市] |

(1)在宅医療・介護の専門職の連携

医療や介護の専門職による支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく最期まで暮らし続けることができるよう、日常の療養支援や退院支援、看取りなど、在宅医療と介護に係る専門職の連携強化等を促進します。



[主な取組事業]

| No. | 事業名 | 事業内容 |
|-----|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 「自宅ですっと」在宅医療・介護連携推進事業 | 高齢者が、医療・介護が必要となっても、住み慣れた自宅ですっと最期まで安心して暮らし続けることができるよう、小学校区程度の身近な地域で、医療・介護の専門職や地域住民からなるチームによる「自宅ですっと」ミーティングを重ね、地域の現状、課題等を把握し、地域での支援体制を構築します。 |
| 2 | 医療・介護・福祉スーパーバイザー人材配置事業 | 病院や地域の医療・介護・福祉関係者等から在宅医療・介護に関する相談を受け、公正中立な立場から、かかりつけ医の紹介や介護・福祉サービスの調整等に関する助言・情報提供、関係機関との調整などを行う“スーパーバイザー”を配置します。 |
| 3 | 在宅医療・介護連携協議会による在宅医療の推進 | 在宅医療を推進するため、医療や介護の関係者等で構成する「静岡市在宅医療・介護連携協議会」において、実態調査の分析を基に、在宅医療・介護の連携の推進に関する事業計画の策定、必要な情報交換を行うなど、計画に基づく取組を継続的に推進するために、協議していきます。 |

| | | |
|----|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 | 【新規】 在宅医等養成研修事業 | 在宅医療の充実を図るために、医師会と協力した養成プログラムを構築し、同行訪問等研修を実施するなど、在宅医療を担う医師及び訪問看護師の確保を図ります。 |
| 5 | 専門職、市民を対象とした研修会等の開催 ・専門職への研修等 ・市民への啓発 | 在宅医療を円滑に進めていくためには、医療をはじめとした介護・福祉等の専門職の意識を高め、見識を広める取組とともに、市民にも在宅医療に関する知識を習得してもらい、理解を得ることが重要です。そのため、専門職が切れ目のない在宅医療や介護を提供するために、相互の理解を深め、多職種連携に繋がる研修を展開していきます。また、市民には、在宅医療の現状、終末期の医療、人生の最期の迎え方等、在宅医療への理解促進につながるよう、多岐にわたる題材で、専門職による講座を展開していきます。 |
| 6 | 地域ケア会議の開催 | 地域の課題を把握し、それらの課題解決のため、地域の医療、福祉、介護保険サービス、インフォーマルサービスとのネットワークの構築のため、圏域ごとに地域ケア会議を開催します。 |
| 7 | 認知症サポート医の養成研修及び配置 | 認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成し、各圏域に1名以上配置します。 |
| 8 | 認知症初期集中支援事業 | 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期から関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とした事業です。「認知症初期集中支援チーム」は、複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うことに取り組みます。 |
| 9 | 認知症地域支援推進員の配置 | 医療と介護の連携強化、認知症カフェへの助言など地域における支援体制の構築を図るため、医療機関と介護サービス及び地域の支援機関を繋ぐコーディネーターとして認知症地域支援推進員を地域包括支援センター等に配置します。 |
| 10 | 認知症疾患医療センターの運営 | 認知症の疑いのある人に、かかりつけ医等からの紹介により、速やかに鑑別診断を行う認知症専門の医療機関を運営していきます。また、認知症高齢者の増加を踏まえ、新たな整備について検討していきます。 |
| 11 | 【新規】 がん末期在宅介護支援事業補助 | 末期がんの方が、経済的に安心して在宅介護に必要なサービスを受けられるよう費用の一部を助成します。 |
| 12 | [介護人材確保対策] 介護職員初任者研修受講就労助成金事業 | 介護職員初任者研修を受講後、市内の介護事業所に3か月以上勤務している等の条件を満たす方に、受講費用の1/2（限度額有）を交付します。 |
| 13 | 【新規】 [介護人材確保対策] 民間教育力活用事業との連携 | 学校教育課の事業である民間教育力活用事業※において、介護保険事業者連絡会を講師リストに登録し、積極的な活用を推進することにより、静岡市立小・中学校の児童・生徒に対して、介護の魅力や地域福祉などを発信し、発展的な学習の充実を図ります。 ※ 幅広い経験や優れた知識・技能を持つ民間人を講師として活用する事業 |

第2 重点プロジェクト

健康長寿のまちづくりを強力に推進するため、「富士山型」の「山頂」、「山腹」、「裾野」の各分野の取組のうち、分野横断的な次の3つについて、特に重点プロジェクトと位置付けて取り組みます。

1 「自宅でずっと」プロジェクト (顔の見える小圏域での取組拡大)

(1) 在宅医療・介護の専門職や地域住民相互の連携推進

【小圏域での取組の意義】

小圏域（小学校区程度）は、第1章第2，1（3）に示す静岡型地域包括ケアシステムの構築を図るために活かすべき要素のひとつと考えます。

従来、本市では、S型デイサービスなどの地区社協単位の活動や、防災訓練などの自治会単位の活動が盛んに行われてきました。

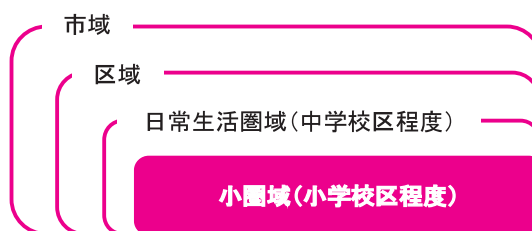
また、暮らしていくための手助けを求めている住民に対しても、地区団体が主体的に立ち上がり、買い物支援や移動支援などの活動を行い、お互いの支え合いが始まってきています。

この地域の良さを最大限活かしていくことが、住み慣れた「自宅でずっと」暮らし続けられることにつながるものと考えます。

このことから、住民の暮らしを支えていくためには、顔馴染みの人と普段の生活範囲で安心できる環境が必要であり、その環境をつくり上げるためには、小圏域（小学校区程度）が最も繋がりが深く、連携体制を構築していくに相応しい範囲といえます。



<地域の範囲>



【小圏域での体制整備】

今後、医療や介護が必要な高齢者を支えていくためには、治療面だけでなく、生活面を支えていくことが必要です。医療や介護の専門職に加え、生活を支え合う地域の支え合いがあってこそ暮らしていくことができます。

このため、「山頂」の在宅医療・介護連携の取組を一層推進し、すべての小圏域（小学校区程度）で、在宅医療・介護の専門職による支援体制の整備を積極的に行うとともに、

「山腹」部分についても、日常生活圏域ごと（介護保険制度による中学校区単位）に置かれる地域包括支援センターとも連携しつつ、すべての小圏域（小学校区程度）で、地域の支え合いの体制を整備します。

また、地域で保健・医療・福祉等の多職種協働を進める場である地域ケア会議や、地域の自治会や地区社協、民生委員やボランティア等の地域住民による情報共有、連携・協働の場となる地域づくり会議を推進し、高齢者の暮らしを支える体制づくりを目指します。

＜各体制整備に向けた工程表＞

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度以降 |
|---------------------------------|----------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------|-----------------------------|
| 「自宅ですっと」ミーティングによる医療・介護連携支援体制の整備 | 6小学校区+2圏域(モデル) | 8圏域(31小学校区) 8小学校区(モデル) | 16圏域(43小学校区) 8小学校区(モデル) | 24圏域(67小学校区) 6小学校区(モデル) | 全圏域(30圏域)全小学校区 | 市内の全圏域における医療・介護連携支援体制を確立・充実 |
| 生活支援コーディネーターの配置による生活支援体制の整備 | 8圏域(27地区) | 16圏域(49地区) | 全圏域(30圏域)全地区 | 市内の全圏域における生活支援体制を確立・充実 | | |

* 圏域とは日常生活圏域のこと

[プロジェクト構成事業]

| No. | 事業名 | 事業内容 |
|-----|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 「自宅ですっと」在宅医療・介護連携推進事業 | 高齢者が、医療・介護が必要となっても、住み慣れた自宅ですっと最期まで安心して暮らし続けることができるよう、小学校区程度の身近な地域で、医療・介護の専門職や地域住民からなるチームによる「自宅ですっと」ミーティングを重ね、地域の現状、課題等を把握し、地域での支援体制を構築します。 |
| 2 | 地域ケア会議の開催 | 地域の課題を把握し、それらの課題解決のため、地域の医療、福祉、介護保険サービス、インフォーマルサービスとのネットワークの構築のため、圏域ごとに地域ケア会議を開催します。 |
| 3 | 地域包括支援センターの運営、機能強化 | 地域包括ケアシステムの中核的役割を担う地域包括支援センターは、総合相談業務、介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの4業務に加え、新総合事業、認知症施策、医療と介護の連携などの事業も連携して実施していきます。機能強化としては、高齢者人口の増加等に伴う職員増員を図る他、職員の資質向上を図るための研修の充実を図ります。さらに、各地域包括支援センターの総合調整を図るため、「基幹型地域包括支援センター」を市直営で運営していきます。 |
| 4 | 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター配置及び協議体の設置） | 多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的に協議体を設置するとともに、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置します。注）第1層は市、第1.5層は区ごと、第2層は圏域ごと |
| 5 | 地域づくり会議の設置・開催 | 地域内の多様な主体間の情報共有・連携強化、地域内のニーズの把握、地域の特性に合わせた企画、立案、方針策定、地域づくりにおける意識の統一を目的に、各地域（小学校区単位等）において、自治会、地区社協、民生委員など地域の住民等の参画者を募り開催します。 |

(2) 認知症施策の推進

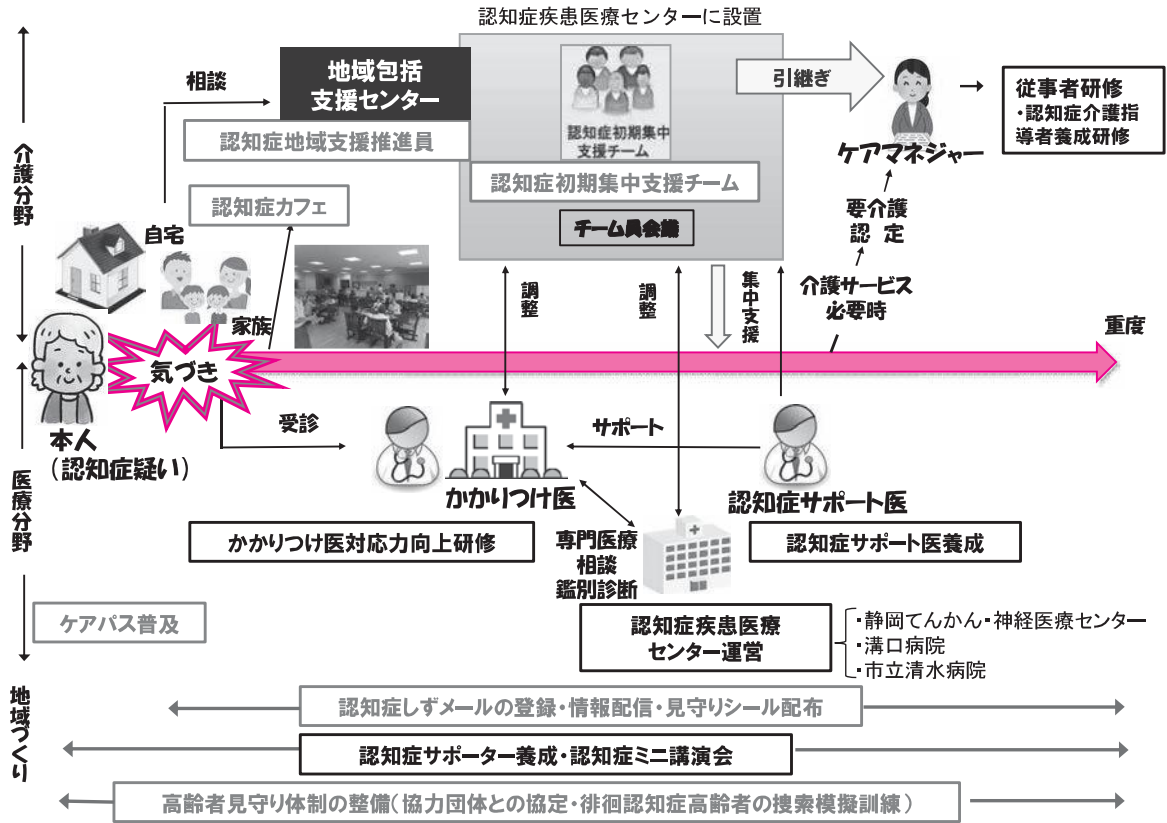
認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人に寄り添いながら、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、小圏域を中心とする環境整備を行っていきます。

「山腹」部分では、生活支援、生活しやすい環境整備、安全確保などのやさしい地域づくりを進め、「山頂」部分では、認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく医療・介護等が提供される仕組みを構築していきます。

[プロジェクト構成事業]

| No. | 事業名 | 事業内容 |
|-----|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 認知症サポーター養成事業 | 地域住民や企業、学校などの団体にキャラバン・メイト（講師）を派遣し、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」を養成します。 |
| 2 | 認知症カフェ運営支援（認証、助成） | 認知症の本人やその家族と、地域住民や医療・介護の専門職等との交流機会を創出し、相互の情報共有や理解を深めるため、認知症カフェ運営事業者を支援します。これにより、認知症の方の外出を促し、認知症の進行を緩和する効果を期待するとともに、介護者の負担軽減を図ります。 |
| 3 | 【新規】徘徊認知症高齢者の搜索模擬訓練モデル事業 | 認知症の人が行方不明になったという設定のもと、搜索するためのネットワークを構築するため、「通報」から「発見」「保護」までの一連の流れを、認知症しずメールや見守りシールの活用もあわせて、徘徊高齢者の搜索模擬訓練を実施します。 |
| 4 | 認知症サポート医の養成研修及び配置 | 認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成し、各圏域に1名以上配置します。 |
| 5 | 認知症初期集中支援事業 | 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期から関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とした事業です。 「認知症初期集中支援チーム」は、複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うことに取り組みます。 |
| 6 | 認知症地域支援推進員の配置 | 医療と介護の連携強化、認知症カフェへの助言など地域における支援体制の構築を図るため、医療機関と介護サービス及び地域の支援機関を繋ぐコーディネーターとして認知症地域支援推進員を地域包括支援センター等に配置します。 |
| 7 | 認知症疾患医療センターの運営 | 認知症の疑いのある人については、かかりつけ医等からの紹介により、速やかに鑑別診断を行う認知症専門の医療機関を運営していきます。また、認知症高齢者の増加を踏まえ、新たな整備について検討していきます。 |

＜状態に応じた静岡市の認知症施策（30年度版）＞



2 健康度等に応じた社会参加促進プロジェクト

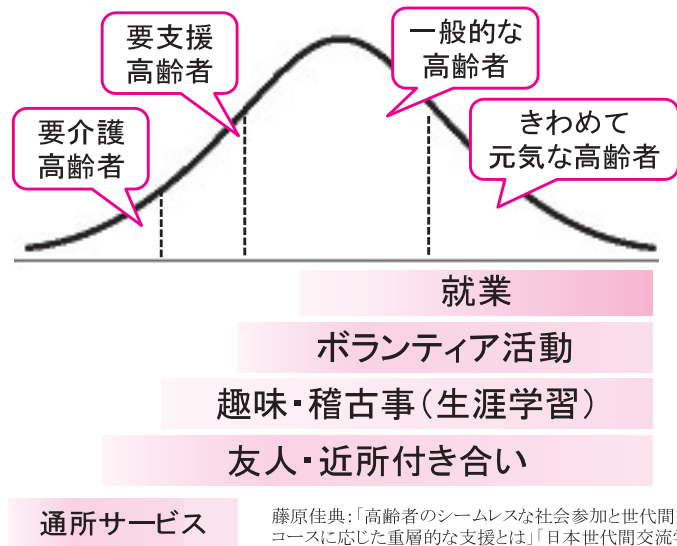
【社会参加に向けた様々な機会の提供】

市民が社会参加や生きがい・社会活動ができる環境整備を進めていく上で、市民一人ひとりが自分にあった形で日々を楽しみ、心身ともに健康的な生活が送れるようにすることが重要です。

健康度や希望、ライフスタイルなど市民の状況は様々であるため、それぞれの状況やニーズに応じた生涯学習、ボランティア活動、就業等の機会を幅広く提供していきます。



<健康度に応じた社会参加の姿>



藤原佳典:「高齢者のシームレスな社会参加と世代間交流:ライフコースに応じた重層的な支援とは」『日本世代間交流学会誌』4(1):1723(2014)より静岡市作成

<社会参加の例>

高校での書道教室



小学生向け工作教室



高校生によるパソコン教室



社交ダンスパーティー



ノルディックウォーキングクラブ



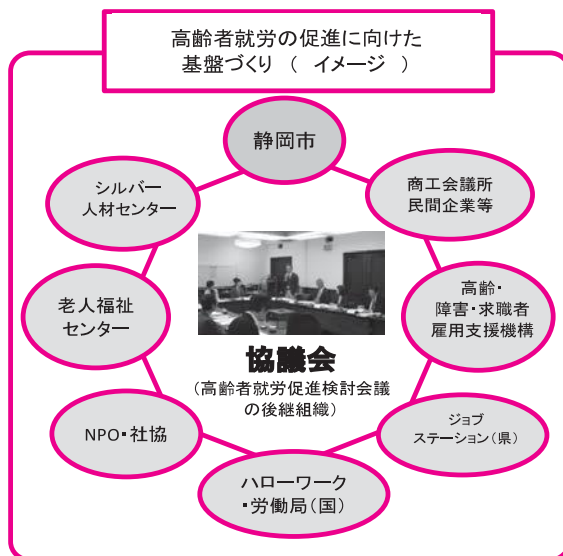
S型デイサービス



【就労を希望する高齢者への支援】

社会参加のメニューの中で、特に社会に対して責任のある関わりとなるのが就労です。今や元気な高齢者が多くみられるとともに、人生100年時代とも言われている中、健康づくりや生きがい、生活安定の観点から、就労を希望する高齢者が、生涯現役で企業や地域で働き活躍することができる環境を整備する必要があります。

静岡市の地域特性を踏まえつつ、関係機関一体となって新規雇用創出に取り組むなど計画的に整備を行い、高齢者の就労を促進していきます。



人生100年時代の ライフスタイル



【生涯活躍のまち静岡（CCRC）事業の本格実施】

「裾野」「山腹」の取組を中心としつつ、「山頂」部分も加えた「富士山型」を総合的に実現するためのモデル事業として、生涯活躍のまち静岡（CCRC）事業を本格的に実施していきます。

駿河区役所周辺の駿河共生地区と、葵区中心市街地の葵おまち地区を対象モデル地区とし、「生涯活躍」「健康寿命延伸」「地域活性化」を達成することにより、「健康長寿のまち」の実現を図っていきます。

[プロジェクト構成事業]

| No. | 事業名 | 事業内容 |
|-----|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 生涯活躍のまち静岡 (CCRC)推進事業 | 移住高齢者、地区にもともと住む高齢者、ともに社会参加、多世代交流等を推進することにより健康でアクティブな暮らしの実現を目指し、健康長寿の延伸にも寄与する取組を行います。 |
| 2 | しずおかハッピーシニア ライフ事業 | シニア世代がいつまでも健康で生き生きと暮らしていくために、地域活動やグループ活動、趣味や就労等の高齢者の社会参加を促進する意識啓発と情報発信を行います。 |
| 3 | 元気いきいき！シニアサ ポーター事業 | 市内65歳以上のシニア世代がS型デイサービス等で地域貢献活動をおこなうと、静岡市の地場産品と交換できるポイントを付与します。平成30年度から、「高齢者支援ボランティア」に加え、「障がい者支援ボランティア」及び「病院ボランティア」を含めて、シニア世代にとってより身近な活動まで対象を拡充します。 |
| 4 | 人材養成塾（地域リーダー 養成コース） | 地域課題に主体的に取り組むシチズンシップに富んだ人材を養成します。 |
| 5 | 地域支え合い人材養成講 座 | 高齢者の社会参加促進のための基礎講座を地域で開催することにより、ボランティア活動に参加するきっかけを提供します。これにより、地域に眠っている資源（団塊世代等の人材）を掘り起こし、地域人材を活用した介護予防・生活支援事業等に結びつけ、地域力の向上を図ります。 |
| 6 | 高齢者学級 | 生涯学習施設等において、高齢者が新たな知識、技術を学ぶとともに、仲間づくりや異なる世代間の交流を通し、豊かな人生を送ることを目的として高齢者学級を開設します。 |
| 7 | 市民大学リレー講座 | 統一テーマについて市内5大学（静岡大学、静岡県立大学、東海大学、静岡英和学院大学、常葉大学）が1コマずつリレー形式で講義を行うことで、それぞれの大学の特色ある知的資源を市民に提供します。 |
| 8 | 【新規】 高齢者の就労促進事業 | 「人生100年時代」に向け、就労を希望する高齢者が生涯現役で企業や地域で働き活躍することができる環境を整備します。 |
| 9 | シルバー人材センターの 運営支援 | 60歳以上の高齢者に対して、臨時的、短期的な就業の提供を行うシルバー人材センターの運営を補助します。 |

3 インセンティブ(動機づけ)による意欲向上プロジェクト

【市の事業としての取組】

健康づくりや介護予防・ボランティアなど、努力する市民や事業者が報われ、より一層健康づくりや介護予防等への意欲を促すような取組を実施します。

特定健診やフレイルチェックなどの取組についても、自分の健康状態が数値等により客観的に把握することができ、健康づくりや介護予防等に取り組む動機づけとして有効であることから、これらによる「見える化」にも力を入れていきます。

インセンティブ(動機づけ)の取組は、健康に関心のない人に対しても、健康づくりや介護予防等に取り組むきっかけとなる効果的な手法といえるものであり、きっかけとなった後も継続的に健康づくりや介護予防等に取り組むこととなるよう工夫を行い支援していきます。

【制度改正による対応】

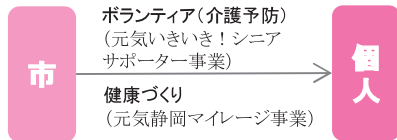
平成30年度から、介護保険制度においては、介護報酬改定により自立支援・重度化防止等に取り組む介護事業者の報酬上の評価を強化するとともに、各自治体においても、自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援する財政的インセンティブが付与されることになりました。

また、国民健康保険制度においては、保険者努力支援制度により、予防・健康づくり等に積極的に取り組む自治体が評価され、財政上のインセンティブがなされることとなりました。

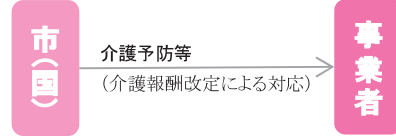
このような動きを踏まえて、市としても各制度におけるインセンティブの取組に積極的に取り組んでいきます。



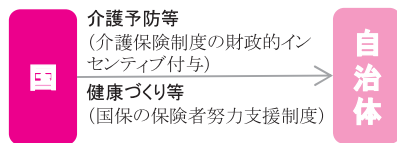
<個人へのインセンティブ>



<事業者へのインセンティブ>



<自治体へのインセンティブ>



[プロジェクト構成事業]

| No. | 事業名 | 事業内容 |
|-----|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 元気いきいき！シニアサポーター事業 | 市内65歳以上のシニア世代がS型デイサービス等で地域貢献活動をおこなうと、静岡市の地場産品と交換できるポイントを付与します。平成30年度から、「高齢者支援ボランティア」に加え、「障がい者支援ボランティア」及び「病院ボランティア」を含めて、シニア世代にとってより身近な活動まで対象を拡充します。 |
| 2 | 元気静岡マイレージ事業 | 静岡県の「健康マイレージ事業」と連携した、市民の健康意識を高め健康増進を図る事業です。市民は日々の運動や食生活の目標を決めてポイントを貯めます。市は一定ポイントに達した市民に対し、協力店舗で提示すると特典を受けることができる「健康いきいきカード」を交付します。対象者は18歳以上の市民とし、若い世代から高齢者までの健康づくりのきっかけとなることで、健康寿命のさらなる延伸を図ります。 |
| 3 | 健康度見える化事業 (静岡市国保) | 特定健診データ等の分析による地域の健康課題等の見える化や、自分のカラダが何歳相当であるかを数値化した「健康年齢®」を活用した受診勧奨を行います。 |
| 4 | フレイル予防事業 | 高齢者に楽しく健康（虚弱度）チェックをしてもらうことにより、自身の健康についての「気づき」を促して健康意識を高め、介護予防等に取り組んでもらうことで健康寿命の延伸を図ります。 |
| 5 | 健康教育 | 生涯いきいきと健康で暮らせるよう生活習慣病予防など健康に関する各種講座等を開催します。 |
| 6 | 各種がん検診・その他の検診 | 疾病の早期発見・早期治療により、健康に高齢期を迎えられるために各種がん検診、骨粗しょう症検診、歯周病検診を実施します。 |

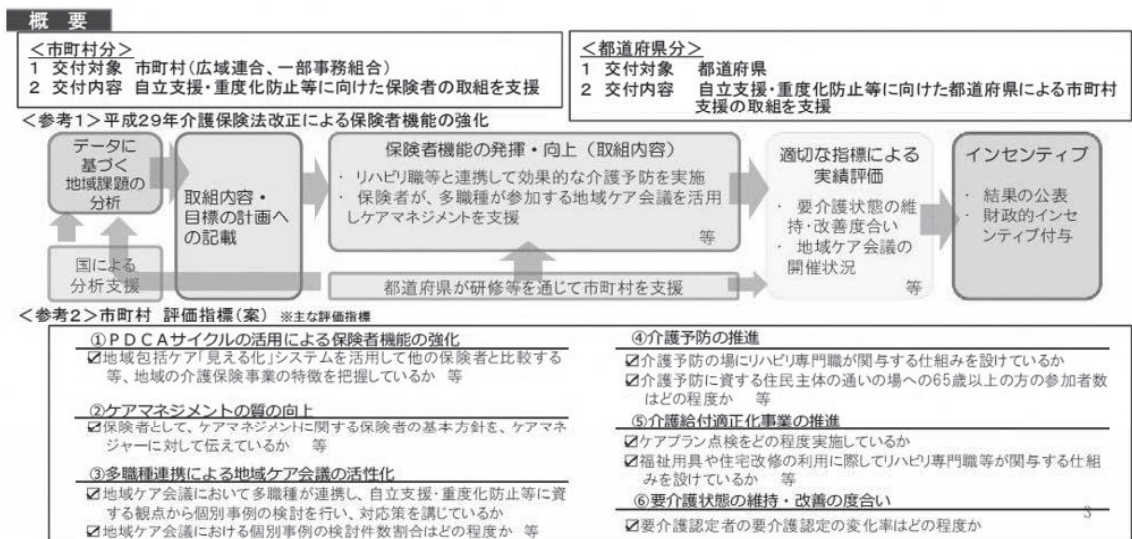
◆介護保険制度に係るインセンティブ

国は介護報酬と交付金を活用し、介護事業者及び自治体に対して、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進。

《事業者へのインセンティブ》
 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを重視するため、メリハリの付いた介護報酬体系を導入

《自治体へのインセンティブ》
 PDCAサイクルの活用による自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取り組みを支援

◆自治体向けの新たな交付金に関するインセンティブの概要



出典：厚生労働省資料

◆国民健康保険に係るインセンティブ

[保険者努力支援制度]

特定健診、保健指導実施率などの予防・健康づくりの取組や、後発医薬品の使用割合、国民健康保険料収納率等、適正かつ客観的な指標に基づき、保険者としての努力を行う自治体に対して国から交付金が交付。

【評価指標】

- 保険者における予防・健康づくり等の取組の推進に当たって共通的に評価する指標のほか、都道府県が適正化計画等に定める目標についても都道府県の取組として勘案して評価の対象
- 収納率、構造問題への対応分についても評価の対象

【その他】

- 保険者努力支援制度の予算総額は800億円程度となっており、都道府県に500億円程度、市町村に300億円程度交付
- 別途市町村分に対して特別調整交付金より200億円程度追加して、合計1000億円程度の交付

＜各自治体の予防・健康づくり等への評価にあたっての配点について＞

| | | 平成30年度 | |
|-----|----------------------------|--------|---------------|
| | | 加点 | (A) に対して占める割合 |
| 共通① | (1) 特定健診受診率 | 50 | 6% |
| | (2) 特定保健指導実施率 | 50 | 6% |
| | (3) メンリックプログラム該当者及び予備群の減少率 | 50 | 6% |
| 共通② | (1) がん検診受診率 | 30 | 4% |
| | (2) 歯周疾患(病)検診 | 25 | 3% |
| 共通③ | 重症化予防の取組 | 100 | 12% |
| 共通④ | (1) 個人へのインセンティブ提供 | 70 | 8% |
| | (2) 個人への分かりやすい情報提供 | 25 | 3% |
| 共通⑤ | 重複服薬者に対する取組 | 35 | 4% |
| 共通⑥ | (1) 後発医薬品の促進の取組 | 35 | 4% |
| | (2) 後発医薬品の使用割合 | 40 | 5% |
| 固有① | 収納率向上 | 100 | 12% |
| 固有② | データヘルス計画の取得 | 40 | 5% |
| 固有③ | 医療費通知の取組 | 25 | 3% |
| 固有④ | 地域包括ケアの推進 | 25 | 3% |
| 固有⑤ | 第三者求償の取組 | 40 | 5% |
| 固有⑥ | 適正かつ健全な事業運営の実施状況 | 50 | 6% |
| | 体制構築加点 | 60 | 7% |
| 全体 | 体制構築加点含まず | 790 | |
| | 体制構築加点含む(A) | 850 | |

出典：厚生労働省資料を静岡市が加工

第3 日常生活圏域の見直し

「富士山型」の「山頂」「山腹」に位置付けられた静岡型地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者に対してきめ細かな支援を行うためには、市域全体ではなく、市民に身近な地域単位で体制整備を図ることが必要です。

このため、本市では、顔の見える小圏域（小学校区程度）での体制整備を進めており、引き続き取組を拡大・充実していきますが、介護保険制度に基づくものとして、地域包括支援センターを中心に、高齢者の介護や生活の相談等に対応するため、地域ごとに日常生活圏域を設定しています。

システム構築の前提となるその地域範囲（日常生活圏域）の概要や今後の方針は、以下のとおりです。

① 日常生活圏域の概要

日常生活圏域とは、平成17年の介護保険法の改正に伴い、介護保険事業計画において、市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して設定するよう定められたものです。

本市では、徒歩あるいは自転車で動ける範囲として小学校区相当、地区社会福祉協議会の生活単位を「基本的な日常生活圏」とし、実際に日常生活を送るエリアとしては、概ね自転車で30分以内に動ける範囲として、2～3の「基本的な日常生活圏」を含めた『日常生活圏域』を設定しています。

② 日常生活圏域の現状

本市では、平成18年に24の日常生活圏域を設定し、それぞれの地域特性に応じたサービスを提供してきました。それぞれの日常生活圏域には、高齢者の介護や生活の相談等に対応するため、23の日常生活圏域に地域包括支援センターを設置し、井川日常生活圏域には相談対応のための窓口を設置しました。

また、平成20年に旧由比町と合併したことから、新たに蒲原由比日常生活圏域を設定し、由比地区に蒲原由比地域包括支援センター由比窓口を設置しました。

平成27年には、圏域が広く高齢者人口が急増していた長田圏域を、長田圏域と丸子圏域に分割し、トータルで25の日常生活圏域、24の地域包括支援センター2窓口体制となり、平成30年度にもさらに見直しを行うこととしました。

【日常生活圏域の変遷】

| | 平成18年度 | 平成20年度 | 平成27年度 | 平成30年度 |
|-------------|------------|------------|------------|------------|
| 日常生活圏域数 | 24 圏域 | 24 圏域 | 25 圏域 | 30 圏域 |
| 地域包括支援センター数 | 23 か所 1 窓口 | 23 か所 2 窓口 | 24 か所 2 窓口 | 29 か所 2 窓口 |

③ 日常生活圏域の見直し

今後も高齢化の進展に伴い、特に後期高齢者の増加が見込まれるなか、本市が掲げる健康寿命の延伸や、静岡型地域包括ケアシステムの構築に関する『自宅ですっとプロジェクト』をより推進していくため、これまで以上に地域住民と協働していく必要があります。

地域包括支援センターは、これまでも高齢者の相談窓口としての機能や、地域の社会資源をつなぐことで高齢者を支援してきました。今後はより一層、地域資源を把握し、住民の状況を見極めたうえで、高齢者が住みやすい地域づくりに努めていくことが重要となることから、静岡市地域包括支援センター運営協議会、静岡市健康福祉審議会及びその専門分科会において日常生活圏域（地域包括支援センターのエリア）の見直しについて協議を進めました。

そこで、より身近な地域での地域包括ケアシステムの構築に向け、以下の点を基に、平成30年度から日常生活圏域を現在の25圏域から30圏域に分割・再編することとしました。

- ア 高齢者人口が1万2,000人以上であり、「基本的な日常生活圏」を4つ以上含む大規模圏域の適正化
- イ 小学校区、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会の地域割との整合性を図る圏域境の見直し

これにより、30の日常生活圏域に、29の地域包括支援センターと2窓口の体制となり、地域の高齢者は、より身近な地域で介護サービス等の提供を受けることができるようになります。

また、地域包括支援センターは、これまで以上に地域住民と密接な関係を築くことが可能となり、より身近にご利用いただくことができるようになります。

【 圏域見直し概要 】

(1) 城西、城東

| | 圏域名 | 人口 (人) | 高齢者数 (人) |
|---|-----|-----------|-------------|
| ① | 城西 | 40,609 | 13,104 |
| ② | 城東 | 45,061 | 12,705 |



| | 圏域名 | 人口 (人) | 高齢者数 (人) |
|---|-------|-----------|-------------|
| ① | 城西 | 19,890 | 6,377 |
| ② | 安西番町 | 18,719 | 6,143 |
| ③ | 城東 | 23,474 | 6,482 |
| ④ | 伝馬町横内 | 21,526 | 6,391 |

※ 一部圏域境界の変更あり（城西圏域の旧青葉の一部 → 城東。大里中島圏域の南安倍三丁目・寿町 → 城西。北安東一丁目、二丁目 → 城北）

(2) 麻機千代田、長尾川

| | 圏域名 | 人口 (人) | 高齢者数 (人) |
|---|-------|-----------|-------------|
| ① | 麻機千代田 | 50,107 | 13,334 |
| ② | 長尾川 | 41,966 | 11,558 |



| | 圏域名 | 人口 (人) | 高齢者数 (人) |
|---|-----|-----------|-------------|
| ① | 城北 | 37,865 | 10,629 |
| ② | 千代田 | 30,462 | 7,698 |
| ③ | 長尾川 | 27,893 | 7,561 |

(3) 美和、賤機

| | 圏域名 | 人口 (人) | 高齢者数 (人) |
|---|-----|-----------|-------------|
| ① | 美和 | 31,494 | 10,017 |
| ② | 賤機 | 16,465 | 5,306 |



| | 圏域名 | 人口 (人) | 高齢者数 (人) |
|---|-----|-----------|-------------|
| ① | 賤機 | 30,083 | 8,281 |
| ② | 美和 | 11,979 | 4,587 |
| ③ | 安倍 | 5,897 | 2,455 |

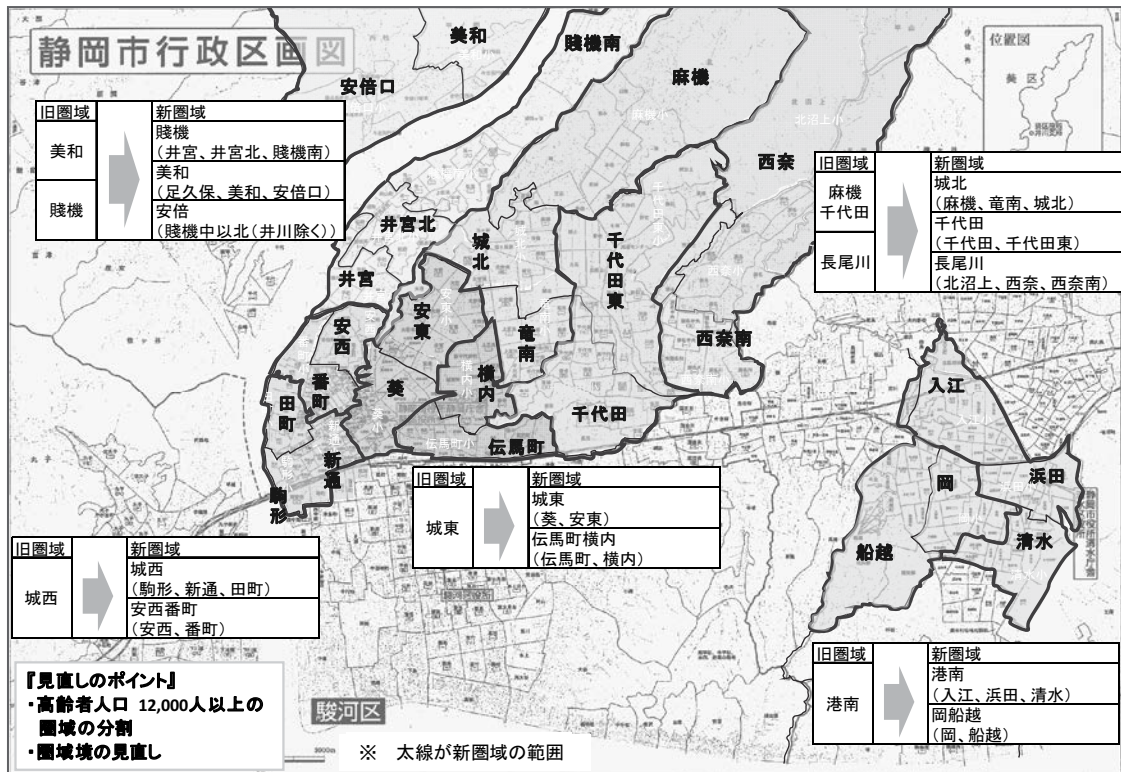
(4) 港南

| | 圏域名 | 人口 (人) | 高齢者数 (人) |
|---|-----|-----------|-------------|
| ① | 港南 | 50,292 | 15,779 |



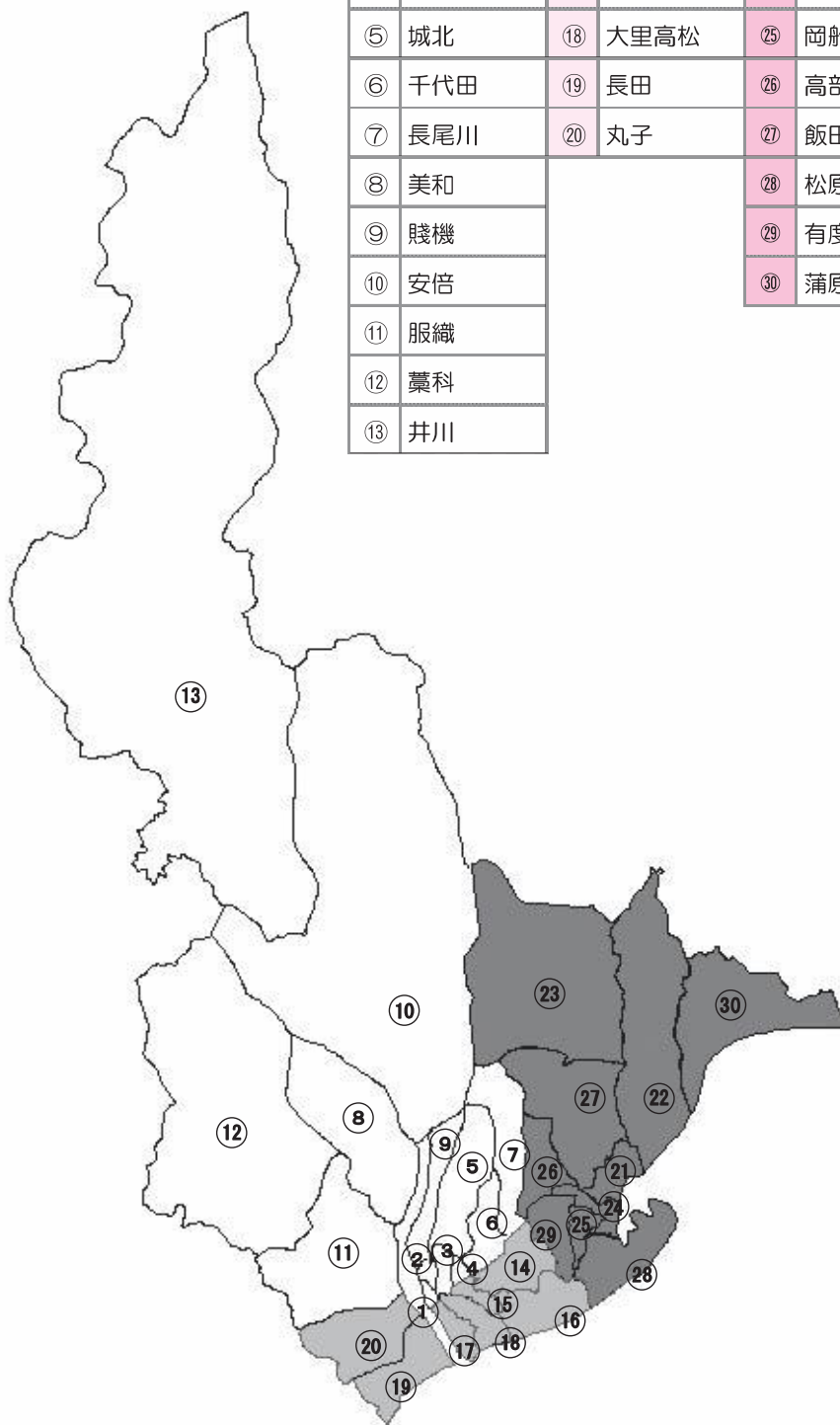
| | 圏域名 | 人口 (人) | 高齢者数 (人) |
|---|-----|-----------|-------------|
| ① | 港南 | 26,409 | 8,586 |
| ② | 岡船越 | 25,080 | 7,503 |

※ 一部圏域境界の変更あり（有度圏域の有東坂 → 港南圏域）



平成 30 年度の静岡市の日常生活圏域

| | | |
|---------|--------|--------|
| ① 城西 | ⑭ 小鹿豊田 | ㉑ 港北 |
| ② 安西番町 | ⑮ 八幡山 | ㉒ 興津川 |
| ③ 城東 | ⑯ 大谷久能 | ㉓ 両河内 |
| ④ 伝馬町横内 | ⑰ 大里中島 | ㉔ 港南 |
| ⑤ 城北 | ⑱ 大里高松 | ㉕ 岡船越 |
| ⑥ 千代田 | ⑲ 長田 | ㉖ 高部 |
| ⑦ 長尾川 | ㉚ 丸子 | ㉗ 飯田庵原 |
| ⑧ 美和 | | ㉘ 松原 |
| ⑨ 賤機 | | ㉙ 有度 |
| ⑩ 安倍 | | ㉚ 蒲原由比 |
| ⑪ 服織 | | |
| ⑫ 藁科 | | |
| ⑬ 井川 | | |



第4 地域包括支援センターと地域ケア会議

静岡型地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者に対してきめ細かな支援を行う上では、日常生活圏域の見直しに加え、介護保険制度に基づく地域包括支援センターと地域ケア会議についても、機能強化等を行うことにより、地域体制整備に取り組んでいきます。

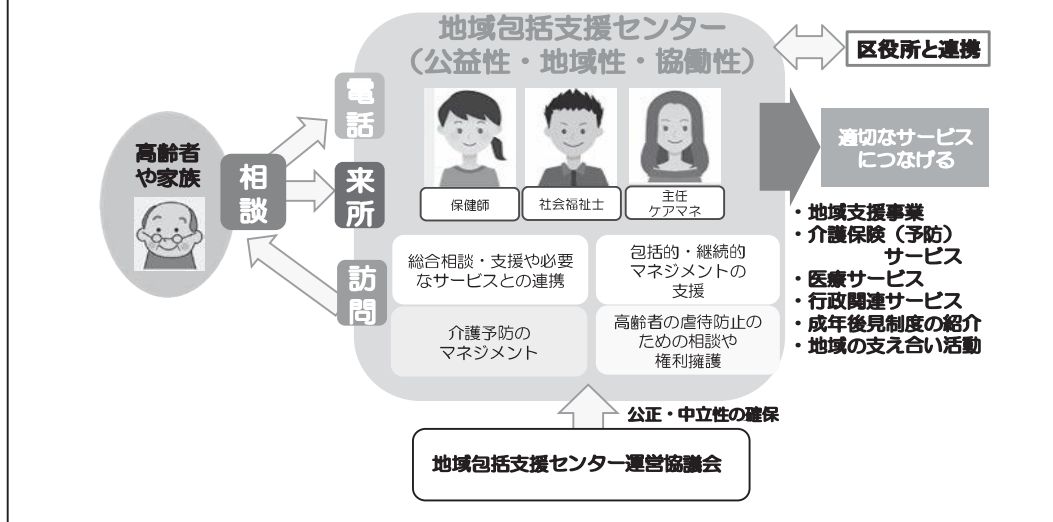
1 地域包括支援センターの機能強化等

地域包括支援センターとは、介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、高齢者の虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が配置され、専門性を生かして相互連携しながら高齢者やその家族の様々な総合相談などに対応しています。

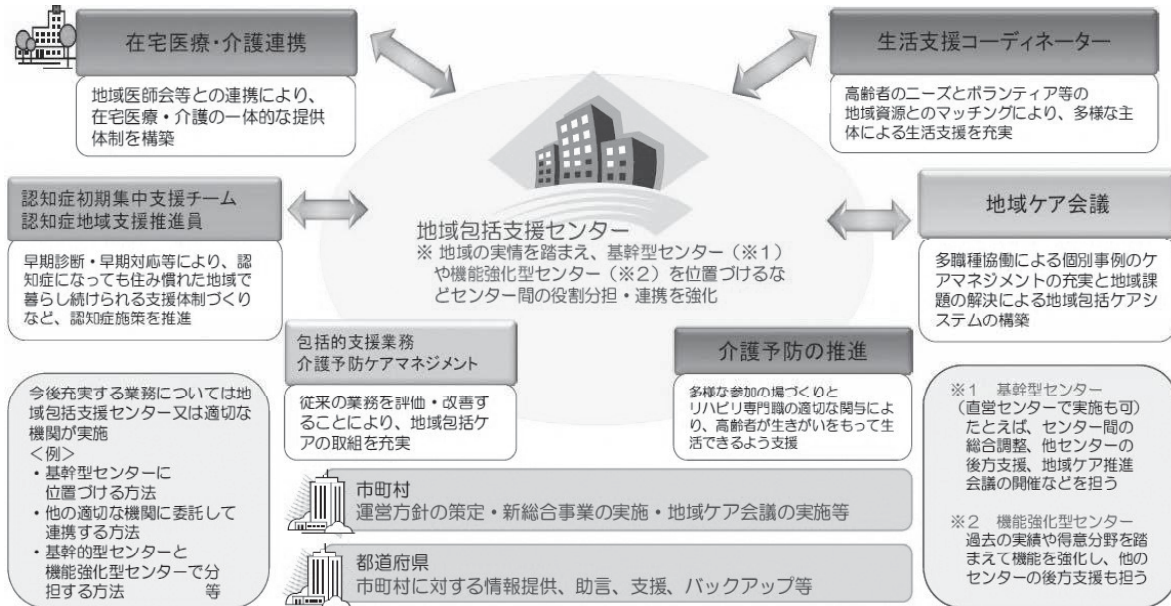
平成26年の介護保険法改正では、地域包括ケアシステム構築に向け、新たに包括的支援事業に「在宅医療・介護連携の推進」「生活支援サービスの体制整備」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」に関する事業が位置づけられ、地域包括支援センターは、これらの事業と十分連携していくことが求められてきました。

【地域包括支援センターのイメージ図】

■ 地域包括支援センターの運営体制



＜地域包括支援センターの機能強化＞



出典：厚生労働省資料

従来の高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議を通じたケアマネジメント支援等に加えて、地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進する中核的な機関として、効果的な運営を継続していくためには尚一層のセンターの機能強化を図ることが重要です。

そこで、地域包括支援センターの機能強化に向けて、以下のとおり取り組んでいきます。

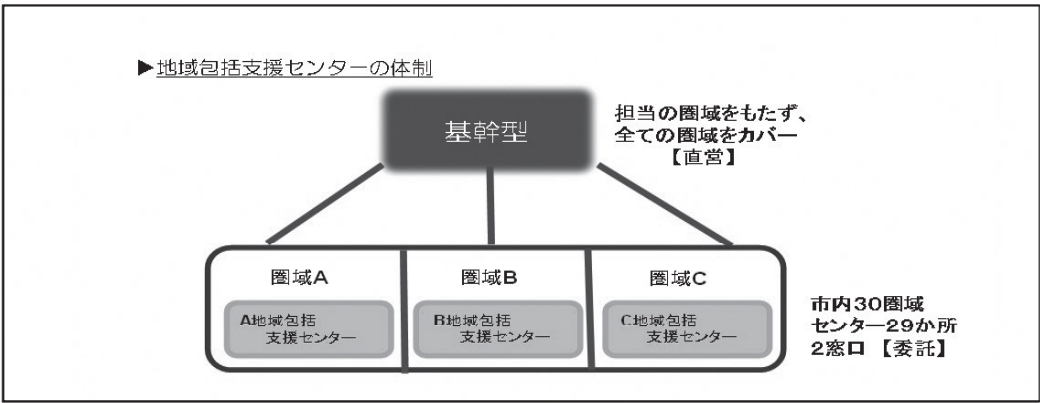
（1）適切な人員体制の確保

従来の高齢者人口の増加による人員増に加え、「自宅ですっと」在宅医療・介護連携推進事業や認知症高齢者見守り事業など静岡型地域包括ケアシステムの構築に向けた事業への参画や協働を通じた地域づくり、さらには、介護予防・日常生活支援総合事業移行によるチェックリストの実施等へ対応していく必要があります。

そのため、平成29年度に小規模センター（藁科、大谷久能、両河内）以外の21地域包括支援センターに職員1名の追加配置を行いました。平成30年度以降も継続して検討・実施していきます。

（2）基幹的機能の設置

地域包括支援センターの困難事例の対応相談、地域ケア会議等の後方支援の実施、その他センター間の総合調整などの機能を持ち、統括する機関を市の直営機関として設置し、現場対応に即した運営を行っていきます。



(3) センター間の連携強化

市は改めて、地域包括支援センターの業務を整理し手順を示すとともに、次のような地域包括支援センターの横の繋がりを強化し情報交換できる体制を構築していきます。

- ① 地域包括支援センター運営協議会等の前後の時間を利用するなど開催方法を工夫し、随時情報共有ができるよう定例会等を開催していきます。
- ② 地域包括支援センター同士、他の法人との人事交流や研修などを実施していきます。
- ③ 共通システムや管理ソフトなどのツールの共通化について実施していきます。

(4) 事業評価の実施

平成29年介護保険法等改正において、センターの事業評価が義務付けられたことから、従来の自己評価以外に全国で統一した評価指標を使い、個々の地域包括支援センターの業務の状況や量などの程度を把握し、地域包括支援センター運営協議会において、評価・点検を行い、必要な対策を講じていきます。

【事業評価指標の視点（案）】

- ① 地域包括支援センターの体制に関するもの
 - 市と委託のセンターとの連携について
 - 地域の課題に対応するため、毎年度の運営方針や指導内容の検討、改善 等
- ② ケアマネジメント支援に関するもの
 - 市と連携した上で、計画的な介護支援専門員向け研修の開催
 - 介護支援専門員から受けた相談事例の内容整理や把握の状況 等
- ③ 地域ケア会議に関するもの
 - 地域ケア会議において、多職種連携や個別事例の検討（自立支援・重度化防止）
 - 地域課題の解決につながる仕組み 等

(5) 地域包括支援センターの愛称の設定

地域包括支援センターは、高齢者の方々の安心した暮らしを支える地域の総合相談窓口としての役割を担っています。この度、市民の皆さんにとって、分かりやすく、イメージやすく、より身近に感じられるような“愛称”として、「まるけあ」(※5)と定めることとしました。

※5 『まるけあ』とは、地域で暮らす高齢者の皆さんを、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的にまるごと支援するという意味が込められています。

今後も、地域包括支援センターに対する認識を高めていただき、より市民の皆さんに親しまれ、信頼される地域包括支援センター運営を目指していきます。

なお、「まるけあ」の愛称と併せて、地域包括支援センターという名称についても、正式名称としてこれまで通り使用していきます。

<各地域包括支援センターの名称と愛称>

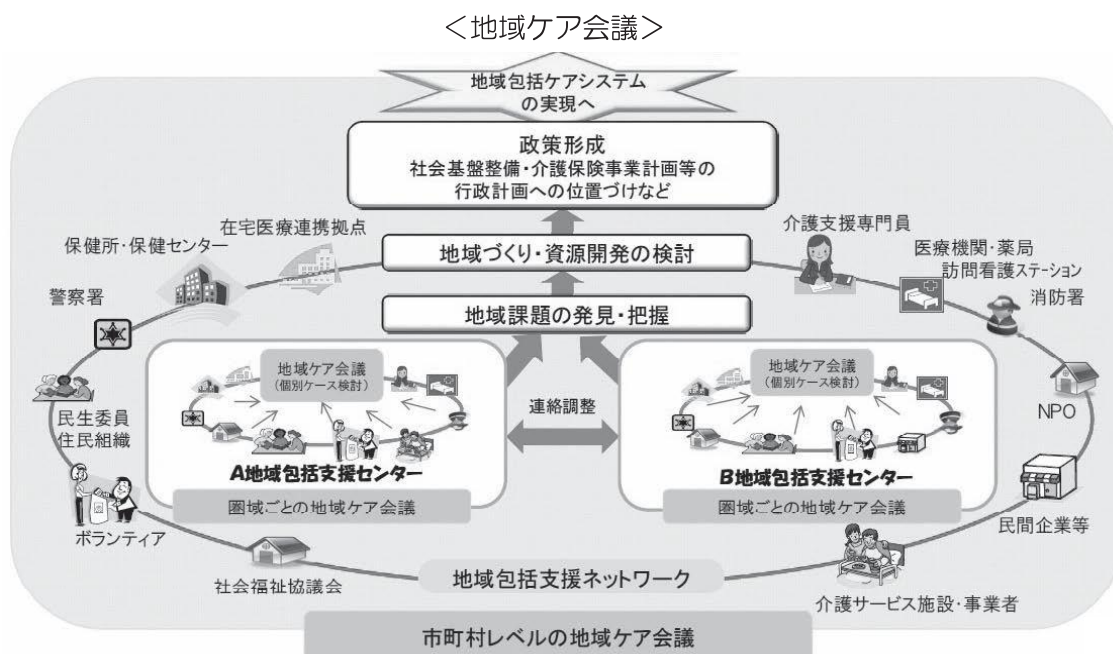
| No. | センター名 | 愛称 | No. | センター名 | 愛称 |
|-----|-----------------|-----------|-----|----------------|----------|
| 1 | 城西地域包括支援センター | まるけあ城西 | 16 | 大里中島地域包括支援センター | まるけあ大里中島 |
| 2 | 安西番町地域包括支援センター | まるけあ安西番町 | 17 | 大里高松地域包括支援センター | まるけあ大里高松 |
| 3 | 城東地域包括支援センター | まるけあ城東 | 18 | 長田地域包括支援センター | まるけあ長田 |
| 4 | 伝馬町横内地域包括支援センター | まるけあ伝馬町横内 | 19 | 丸子地域包括支援センター | まるけあ丸子 |
| 5 | 城北地域包括支援センター | まるけあ城北 | 20 | 港北地域包括支援センター | まるけあ港北 |
| 6 | 千代田地域包括支援センター | まるけあ千代田 | 21 | 興津川地域包括支援センター | まるけあ興津川 |
| 7 | 長尾川地域包括支援センター | まるけあ長尾川 | 22 | 両河内地域包括支援センター | まるけあ両河内 |
| 8 | 美和地域包括支援センター | まるけあ美和 | 23 | 港南地域包括支援センター | まるけあ港南 |
| 9 | 賤機地域包括支援センター | まるけあ賤機 | 24 | 岡船越地域包括支援センター | まるけあ岡船越 |
| 10 | 安倍地域包括支援センター | まるけあ安倍 | 25 | 高部地域包括支援センター | まるけあ高部 |
| 11 | 服織地域包括支援センター | まるけあ服織 | 26 | 飯田庵原地域包括支援センター | まるけあ飯田庵原 |
| 12 | 藁科地域包括支援センター | まるけあ藁科 | 27 | 松原地域包括支援センター | まるけあ松原 |
| 13 | 小鹿豊田地域包括支援センター | まるけあ小鹿豊田 | 28 | 有度地域包括支援センター | まるけあ有度 |
| 14 | 八幡山地域包括支援センター | まるけあ八幡山 | 29 | 蒲原由比地域包括支援センター | まるけあ蒲原由比 |
| 15 | 大谷久能地域包括支援センター | まるけあ大谷久能 | | | |

2 地域ケア会議の推進

(1) 地域ケア会議の位置づけ

介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなど様々な社会資源が有機的に連携することができる環境整備を行うために、多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築する必要があり、その手法の一つとして地域ケア会議（※6）が位置付けられています。

※6 地域ケア会議：地域包括支援センター又は市町村が主催し、介護支援専門員、保健・医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者及び関係団体により構成される会議



出典：厚生労働省資料

本市は、広域な地域であることから、日常生活圏域ごとの地域特性があり、インフォーマルネットワークの構築状況や地域資源にもばらつきがあります。そこで、地域ごとの課題に対応し、市全体の取組を進めていくためには、地域ごとの課題を重層的に捉え、対応していくことが必要と考え、従来の個別ケースの検討に加え、平成27年度より地域課題の検討にも取り組んできました。

① 個別ケースの検討

個別の検討を通して、高齢者の実態把握や課題解決のための地域における支援体制づくりにつなげ、更には高齢者の自立支援のマネジメントを行う介護支援専門員の支援につなげます。

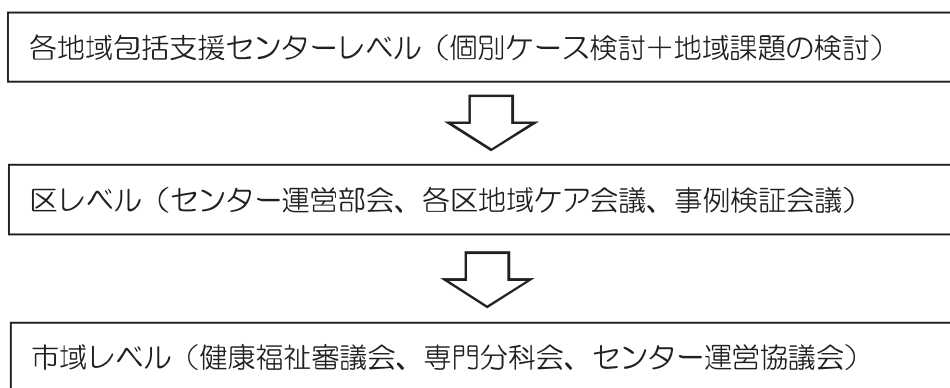
② 地域課題の検討

地域の実情に応じて必要とされているサービス等を生み出すことや、地域の課題解決のために区や市レベルの既存の会議体を活用して協議を行っています。

(2) 地域ケア会議の体制

これまでの地域包括支援センターの地域ケア会議における事例の積み重ねから地域課題を明らかにし、地域課題の検討を進め、解決できない課題を区域レベルで共有するなど協議を行い、政策提言の必要がある課題などを市域レベルの会議に提案し、協議・検討を重ねていきます。

【地域ケア会議】



(3) 推進に向けて

多職種協働による個別ケース事例のケアマネジメントの充実と、地域課題の解決により、静岡型地域包括ケアシステムの構築につながるものと考えます。

特に、自立に資するマネジメントについては、運動・口腔・栄養等に関して多職種の参加を促し、市も会議運営を支援するなど、マネジメント能力の向上と地域ケア会議の運営力のレベルアップに努めます。

<今後の対応方針>

- ① 自立支援・リハビリの視点を強化するため、個別ケースの検討を行う地域ケア会議にリハビリ職等の参加を進めていきます。
- ② 地域包括支援センター職員の研修企画・内容を充実させ、更なるレベルアップを図っていきます。
- ③ 生活支援コーディネーターの活動と連携を図り、一体となった地域づくりを進めていきます。
- ④ 「自宅ですっと」在宅医療・介護連携推進事業終了後も、継続的な地域ケア会議が運営できるよう、運営補助など行政支援を実施していきます。
- ⑤ 認知症初期集中支援チーム員や認知症地域支援推進員との連携を図り、地域における認知症の課題に対して、適切な支援体制づくりを進めていきます。